

優良産廃処理業者認定制度について

(産業廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項)

令和2年10月改訂

千葉県

目次

1.	申請の手続き等について	1 頁
2.	優良基準	2 頁
3.	申請書類一覧	3 頁
4.	審査結果等について	4 頁
5.	適合の公表等について	5 頁

1 申請の手続き等について

優良認定の申請は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、千葉県で5年以上事業を的確に行っている方が対象です。

申請は、許可区分ごとに更新許可申請とあわせて申請を行います。(新規許可を受けてから5年以上の方は許可期限の到来を待たずに更新許可申請をすることで任意の時点で優良認定制度の申請ができます。)

申請の提出や事前の相談の場合は、電話予約をお願いします。(下記「申請書の提出先」参照)

◎優良産廃処理業者認定制度とは・・・

2頁以降に記載の優良基準をすべて満たした産廃処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間の産廃処理業の許可が有効となるほか、千葉県ホームページ等により公表しています。また、千葉県の許可申請の際に申請者が法人である場合には定款を省略することができます。

申請書の提出先

○処分業（中間処理業・最終処分業）の方

千葉県環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室（TEL：043-223-2655）

○収集運搬業の方

- ・事業の範囲が積替え保管を含む方
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業においてPCB廃棄物を取り扱う方

千葉県環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室（TEL：043-223-2654）

- ・上記以外のもの

（一社）千葉県産業資源循環協会（TEL：043-239-9921）

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 5階

申請手数料

無 料

2 優良基準

① 遵法性（規則第9条の3第1号等）

一定期間にわたり、特定不利益処分を受けていないこと。

※特定不利益処分については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル平成23年3月（改訂 令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>）」の4頁を参照してください。

	場合	一定期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

② 事業の透明性（規則第9条の3第2号等）

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

	申請時期	事前情報公開期間
1	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間

③ 環境配慮の取組（規則第9条の3第3号等）

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

④ 電子マニフェスト（規則第9条の3第4号等）

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性（規則第9条の3第5～9号等）

- ・直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
- ・次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。
 - イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること
 - ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
- ・直前3年の各事業年度における経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。
- ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。
- ・千葉県知事管轄区域内に設置しているすべての特定産業廃棄物最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

3 申請書類一覧 ※一覧の順に並べ、インデックスを付してください

インデックス 番号	書 類
1	優良産廃処理業者認定制度に係る添付書類一覧（様式1）
2	誓約書（様式2）
3	<p>下記①～③うち、いずれかの書類</p> <p>①（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産業情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイト上で発行される更新状況一覧及び情報公開画面をプリントアウトしたもの（収集運搬業の方は最新の更新日時点におけるもののみで可）。</p> <p>②「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合には、インターネットによる情報公開状況報告書（様式3）及び情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分の全てをプリントアウトしたもの</p> <p>③（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が発行する、事業の透明性に係る基準についての証明書</p> <p>※他自治体で同じ許可区分の優良認定を2回以上（優良確認を含む）受けている場合は、当該自治体の許可年月日より前の更新状況及び情報公開画面をプリントアウトしたものを省略することができる。</p>

インデックス 番号	書 類
4	ISO14001、エコアクション 21 等の認証を受けた際に発行される認証書の写し
5	情報処理センターである（財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し
6-1	国税（法人税及び消費税）及び地方消費税の納税証明書又はその写しを直近3年分
6-2	都道府県税（県民税、事業税及び不動産取得税）については、千葉県の県税事務所が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分、もしくは完納証明書 ※の場合、県民税については市町村長が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分、もしくは完納証明書
6-3	市町村税（市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）については、千葉県内の市町村長が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分、もしくは未納がないことが確認できる証明書
6-4	千葉県内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業所について納付すべき、年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書又はその写しを過去2年間分 ※国民健康保険の被保険者である場合は市町村等保険者が発行する納付証明書、控除証明書等の写し
6-5	千葉県内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業所について納入すべき、地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書又はその写しを過去3年間分
7	【3で添付書類の一部を省略する場合】 現に優良認定を受けている他自治体の産業廃棄物処理業の許可証の写し

注) 千葉県内に事務所等が存在しないなどの理由により、納付すべき税等がない場合、千葉県内に事務所等が存在しない旨及び省略する納税証明書等の一覧を記載した誓約書を提出してください。

4 審査結果等について

- ①申請結果を指令書により交付します。
- ②優良基準に適合すると認めた場合はその旨を記載した許可証に書き換えて交付します。
- ③適合後、優良基準に適合しなくなったときは、別紙（様式4）により県に申し出るものとします。

5 適合の公表等について

- ①優良基準に適合すると認められた場合、千葉県ホームページ等により名称等が許可の有効期限まで公表されます。
- ②優良基準に適合しなくなった旨の申出を受けたとき又は優良基準に適合していないことが明らかに認められる場合は、県が公表していた情報を削除し、必要に応じてその旨を公表できるものとします。
- ③適合による許可証の交付をした後に当該許可の申請時点において既に優良基準に適合していないことが明らかになった場合は、当該許可証を返納させ、優良基準に適合する旨の記載を修正したうえで再交付するとともに、その旨を公表するものとします。

○本制度の詳細については・・・

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル

平成23年3月（改訂 令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
を参照してください。

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>